

# 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当施設では利用者に対して指定身体障害者授産施設サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として施設訓練等給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

## ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. 利用施設	2
3. 施設の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. ご契約者が入院された場合の対応について	9
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について	10
8. 苦情の受付について	10

社会福祉法人イリアンソス  
(身体障害者通所授産施設 のぞみの家)  
当施設は東京都の指定を受けています。  
(東京都指定 第13000100479539号)

## 1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 イリアンソス		
所在地	東京都東久留米市下里二丁目七番地 18		
電話番号	0424-73-9027	FAX	0424-73-9036
代表者氏名	理事長 山田 耕一郎		
設立年月	1997年1月16日		
法人の沿革・理念	<p>○1972年11月、障害児を抱える親たちが集まって幼児通所訓練施設「のぞみの会」が発足しました。その後、公立の幼児通所訓練施設が設立し「のぞみの会」はこの公立施設に吸収されましたが、1983年4月に養護学校卒業後の受け皿として、「のぞみの家生活訓練所」を開設。「どんな重い障害があっても地域で暮らしたい」という親のあたりまえの願いに応じてさまざまな障害のある人たちを受け入れ、地域の支援を受けながら活動をしてきました。</p> <p>○1990年「のぞみの将来を考える会」を発足し、これまでの無認可作業所から社会福祉法人をめざす検討会が始まりました。そして、7年間の運動を経て社会福祉法人を取得し、身体障害者通所授産施設として、どんな障害があっても働くことを軸に活動することと成人期の地域生活へも視点をおき、一人ひとりが地域の中でその人らしく生きていけるように具体的な支援を行い、障害や年齢など多岐にわたる環境のニーズに応じて総合的な地域生活支援の展開に踏み出しています。</p> <p>○当法人は、障害者の基本的人権を守り、「完全参加と平等」の実現と地域の福祉を充実させ、すべての市民が人間らしく豊かに育ち合える地域社会を築くことをめざします。</p>		
法人が運営する事業	<input type="checkbox"/> 身体障害者通所授産施設「のぞみの家」 <input type="checkbox"/> 心身障害者（児）通所訓練事業「活動センターかなえ」 <input type="checkbox"/> 知的障害者重度グループホーム「そら」 <input type="checkbox"/> 知的障害者グループホーム「うみ」		

## 2. 利用施設

施設の種類	身体障害者通所授産施設
施設の目的	障害が重くても利用者の意思を最大限尊重し、雇用されることが困難な方など対象に継続的な福祉就労の場を提供し、障害者の働く権利の保障と、社会経済活動への参加および社会的自立をめざす。
施設の名称	のぞみの家
施設の所在地	東京都東久留米市下里二丁目七番地 18

電話番号	0424-73-9027	FAX	0424-73-9036
施設長（管理者）	磯部 光孝		
施設の運営方針について	<基本方針> ① 障害者の基本的人権を守り、「完全参加と平等」・ノーマライゼーションの実現をめざす。 ② 地域における社会資源としての役割を積極的に果たし、地域福祉の向上に寄与することをめざす。 <援助方針> ① 働くことを中心とした諸活動をとおして、豊かで人間的な生活の広がりを作り出す。 ② 一人ひとりの願いや要求、生活実態をもとに、きめの細かい個別支援の充実をすすめる。		
開設年月	平成9年7月1日		
利用定員	25人		

### 3. 施設の概要

#### (1) 施設設備の概要

当施設では、下記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定身体障害者通所授産施設に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

施設設備の種類	室数	備 考
食堂・集会室	1室	冷暖房・テーブル・いす
作業室（作業場）	3室	冷暖房・作業用テーブル・いす・パソコン・ロッカー
医務室		冷暖房・ベット・吸引機・吸入器・酸素ボンベ
浴室※	1室	ヒーター・浴室・シャワー
洗面所	1ヶ所	
便所	3（男女別）	車イス用
相談室	1室	冷暖房・机・いす
喫茶室	1室	冷暖房・テーブル・いす

※は通所施設では、入浴サービスは行っていませんので、入浴室の場所貸のみとなります。

#### (2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

入浴室	500円	1回に付き
-----	------	-------

※上記は、支援費の支給対象とならないため、ご利用の際は、利用者に別途利用料金をご負担いただきます。

#### (3) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ・利用者の所持する貴重品等については、自己管理を原則としますが、難しい場合は、相談に応じます。

#### 4. 職員の配置状況

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名		1名	1名
2. 事務員	1名	1名	1.9名	1名
3. 生活指導員	4名	11名	9.3名	2.5名
4. 作業指導員				
5. 調理員		3名	1.3名	1名
6. 運転手		1名	0.4名	
7. 医師		（嘱託1名）		（1名）

当施設では、利用者に対して指定身体障害者授産施設サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※常勤換算：職員それぞれ週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 施設長・生活指導員・作業指導員	月～金曜日：8：30～17：15（うち45分休憩）
2. 嘱託医師	各月第4火曜日14：00～15：00

☆土日・祭日は休日となります。

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 自立支援給付費（以下「給付費」とする）から給付されるサービス<br>(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス |
|---|

があります。

##### (1) 当施設が提供するサービスと利用料金

以下のサービスについては、給食費を除き、9割が給付費の給付対象となります。事業者が給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分として、7ページに記載する個別減免等が適用されない場合、サービス利用料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます（定率負担）。

なお、給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いの

場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。

<サービスの概要>

① 就労支援

種 類	内 容
作業指導・訓練	<p>当施設では、以下の授産活動等を行っています。</p> <p>○チャレンジドリームズ班            ・喫茶…10:30～3:30 2階喫茶室にて営業            ・販売…自主製品・リサイクル品（リサイクル久留店毎月1回開催）            紙おむつ・その他物品販売            ・自主製品作り…絵はがき作り（利用者個々の要求によって行う内容）            ・ケーキ作り…喫茶メニュー            ・その他            &lt;作業時間 10:30～15:30&gt;            ※うち昼休み 90分</p> <p>○元気なたんぽぽ班            ・牛乳パック回収…毎日午前中全員で地域の牛乳パックの回収箱に行き、牛乳パックを回収し、箱詰めして回収業者に引き渡す。            ・自主製品作り…携帯電話用ストラップ（ビーズ）            ・その他            &lt;作業時間 10:30～12:00&gt;            ・音楽鑑賞、散歩、レクリエーションその他            &lt;活動時間 14:00～15:00&gt;            ※昼休み 2時間</p> <p>○おひさま班            ・EMぼかし菌づくり            ・絵画制作…利用者個々の作品作り（販売用）            &lt;作業時間 10:30～12:00 又は 14:00～15:00&gt;            ・リラクゼーション            ・体操、足浴、散歩等            &lt;体づくり 10:30～12:00 又は 14:00～15:00&gt;            ※昼休み 2時間            《工賃の支払》            上記授産活動を通じて発生した事業収入から必要経費を差し引いた額を工賃として、利用者に支払います。</p>
一般就労支援	<p>一定程度の作業能力をもち就労意欲のある利用者について、希望等をうかがった上で、実習等を実施します。</p>

② 生活支援

種 類	内 容
-----	-----

健康管理	1 嘱託医師による相談 氏名 舟橋 満壽子（小児内科） 相談日 毎月第4火曜日 14：00～15：00 協力医療機関 東京小児療育病院・滝山病院 2 健康診断 年2回実施します。 3 歯科検診 年1回実施します。
文化・余暇活動	希望をうかがったうえで、実施します 1. 各種レクリエーション 2. 交流会 3. かんぱろう会 4. その他

### ③ 自立支援

種 類	内 容
地域生活移行支援	自立への願いをはぐくみ、地域での主体的な生活を築いていく支援を行います。
社会資源活用の支援	社会資源に関する情報提供を必要に応じて活用するための支援を行います。

### ④相談・援助

種 類	内 容
相談・援助	利用者及び家族からの相談に応じ、必要な助言や援助を行います。

### ⑤その他

種 類	内 容
送 迎	利用者の障害等の状況により、必要な方に対して実施します。なお、実施については個別に協議をさせていただきます。
地域との交流	施設が参加する地域のさまざまな活動などをおして地域との交流を深めます。

### <サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の障害程度区分に応じたサービス利用料金から、給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）と給食費の合計をお支払いいただきます。宿泊旅行代は別途実費にてお支払いいただきます。（個別減免等の負担軽減措置が別途ございます。）

《日額単位です》

1. ご契約者の障害程度区分とサービス利用料	障害程度区分A	障害程度区分B	障害程度区分C
	7,060円	6,680円	5,900円
2. うち、支援費が給付される			

金額	6, 354円	6, 012円	5, 310円
3. うち、サービス利用に係る自己負担額 (定率負担)(1-2)	706円	668円	590円
4. 給食費に係る自己負担額	400円	400円	400円
5. 給食費に係る福祉サービスの1割負担 ※1	42円	42円	42円
5. ご負担額合計(3+4)	1, 106円	1, 068円	990円

◎ ご負担いただく金額については、市町村が発行する支援費受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び給食費といたします。

※1 食費の件数費支給による軽減措置によって、230円の負担の方について給食費に係る福祉サービスの1割負担として42円の負担が発生します。

### <利用者負担の減免について>

#### 【利用者負担額に関する月額上限】

○ 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担はありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用 するご本人の収入が80万円以下の方	15, 000円
低所得2	市町村民税非課税世帯	24, 600円
一般	市町村民税課税世帯	37, 200円

○通所施設(事業)、ホームヘルプを利用する場合の軽減措置

通所施設(事業)、ホームヘルプを利用する場合、経過措置として、資産が一定以下であれば、月額負担上限額の軽減の対象になります。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用 するご本人の収入が80万円以下の方	15, 000円
低所得2	市町村民税非課税世帯	3, 000円
一般	市町村民税課税世帯(所得割16万未満)	9, 300円

※ 月額負担上限のほか、さらに下記のような利用者に関する減免があります。

#### 【個別減免について】

対象：入所施設(20歳以上)やグループホームを利用する場合

○ 市町村民税非課税世帯(低所得1, 2)で、預貯金が350万円以下であれば、定率負担の個別減免が行なわれます。

収入	
66, 667円未満	利用者負担なし
66, 667円以上	超えた額の50%を負担 ◇収入が年金や工賃であれば、3, 000円の控除の上、グループホームでは15%を利用者負担の

	上限とする。
--	--------

**〔食費等実費負担の軽減について〕**

○ 通所施設等

通所施設では、施行後3年間、低所得の場合、食材料費のみの負担となるため、3分の1の負担となります。

**(2) 給付費の対象外のサービス（契約書第4条、第5条参照）**

給付費の対象とならないサービスの提供をご希望される場合には、別に定めるところによりサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。

なお、この所定料金は経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう2ヶ月前までにご説明します。

- ① 宿泊旅行
- ② 特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ③ 給付費から支給されない日常生活上の諸費用
- ④ 預かり金管理（別途預り金管理契約を締結して頂き、これに従い管理します。）
- ⑤ その他

<サービスの概要>

種 類	内 容	費 用
宿泊旅行	希望をうかがったうえで、実施します。 年1回 各班ごと	実 費

・ **(3) 利用料金・費用のお支払い方法**

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとまたは実施時に計算しご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)振込手数料は利用者の負担となります。

ア. 施設での現金支払 イ. 下記指定口座への振り込み 東和銀行 東久留米中央支店 普通預金077366 のぞみの家 代表 磯部光孝
---



## 6. ご契約者が入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。  
(契約書第14条参照)

- ① 上記期間を超える入院の場合  
上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用金額をご負担いただきます。
- ② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合  
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

## 7. 利用者の記録や情報の管理、開示について (契約書第8条第5項参照)

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

◇ 閲覧・複写ができる窓口業務時間 午前8時30分～午後5時15分

## 8. 苦情の受付について (契約書第14条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[実践主任] 金野 喜代美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 10:00～17:00

○苦情解決責任者

氏名 磯部 光孝 [施設長]

○第三者委員

氏名 矢花 正弘 (東久留米市オンブズの会 オンブズパーソン委員)

また、苦情受付ボックスを喫茶室に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

お住まいの市役所	障害福祉課
東京都社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	電話番号 03-3268-1148 受付時間 月～金 9時～17時

平成 年 月 日

指定身体障害者授産施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 のぞみの家

説明者職名 施設長

氏名 磯部 光孝

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定身体障害者授産施設サービスの提供開始に同意しました。

住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第79号（平成14年6月13日）第9条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。